

平成 29 年度第 2 回青森県子どもの貧困対策等推進委員会 会議録

日 時：平成 30 年 2 月 26 日（月）

10：30～12：00

場 所：青森国際ホテル 5 階 芙蓉の間

（事務局）

ただいまから、青森県子どもの貧困対策等推進委員会を開催いたします。

なお、本日は、青森県商工会連合会の中嶋委員、青森市子どもしあわせ課の高野委員が欠席となっております。

それでは、開会に当たり伊藤こどもみらい課長からごあいさつ申し上げます。

（伊藤こどもみらい課長）

平成 29 年度第 2 回青森県子どもの貧困対策等推進委員会開催に当たり、ごあいさつ申し上げます。

本日は、お忙しい中、また、足元の悪い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から健康福祉行政の推進に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、喫緊の課題である子どもの貧困対策を総合的に推進し、青森県の未来を担う子どもたちを支援していくための県計画である「青森県子どもの貧困対策推進計画」について、本委員会は、計画の着実な推進を図るため設置されており、本年度の 1 回目の委員会では、平成 28 年度の事業の実施状況を踏まえた、施策の点検、評価等について御議論いただいたところです。

本日の委員会では、計画に掲げる施策の平成 30 年度の取組の方向性について報告しますが、こどもみらい課では来年度、「地域の子ども支援ネットワーク形成事業」として、子どもの貧困の実態調査を行うほか、関係機関の連携体制の構築を推進するネットワーク会議の設置を予定しています。内容については、後ほど担当より説明させますが、委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見等をいただきますようお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

（事務局）

会議録の内容の公開についてのごあいさつでございます。この会議公開を原則としてございます。

また、議事録として皆様の御発言内容につきまして県のホームページに掲載致しますので、あらかじめ御了解の方お願い致します。委員会の設置要綱第 4 条 2 項の規定によりまして、委員長が会議の議長となりますので、ここからの御進行の程、委員長よろしくお願い致します。

（後藤委員長）

みなさま、おはようございます。後藤です。本日はよろしくお願ひします。それではまず、議事に入ります前に、前回の会議の議論の中で、生活保護世帯の進学率と就職率に関する疑義があり、後日、事務局の方から確認するとしておりましたので、そのことについて事務局からの報告、お願ひします。

（事務局）

こどもみらい課の釜本と申します。お手元の資料、参考資料 1 をご覧下さい。

この参考資料 1 は、昨年 8 月の委員会で配布した資料の資料です。この中の 3 番の生活保護世帯に

属する子供の大学等進学率が 19.5%から 15.6%に低下し、また、5 番目の生活保護世帯に属する子供の高等学校卒業後の就職率が 66.3%から 63.1%低下しており、進学率、就職率の両方が低下したことについてです。

まず、資料の集計の対象には、高等学校卒業者の他、特別支援学校卒業者も含まれております。また、大学等進学率について、1 回目の委員会の答弁の集計をさせていただきますが、大学、短大の他、専修学校に進んだ方も含まれております。一方、大学等進学率には高等学校の専攻課、特別支援学校の高等部専攻科及び職業能力開発施設に進んだ者が含まれておらず、そのような方が 28 年度は 5 名いました。また、特別支援学校の高等部から福祉施設等に入所した者については、集計上その他として区分していますので進学率、就職率いずれにも含まれておりません。以上のことから、28 年度では進学率、就職率も含まれなかったものは 25 年度より多かったと推測しております。また、生活保護世帯の対象者は 28 年度で 120 名程度ですので、数名の増減で割合に大きく影響するというご事情もご理解ください。以上となります。

(後藤委員長)

ありがとうございます。ただ今の説明に対してご意見・ご質問等がございましたら、挙手の方お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは次第に従いまして順次、議事に入っていきます。

まずは、報告事項「青森県子どもの貧困対策推進計画の事業取組の方向性について」、事務局からお願いいたします。

【事務局：資料 1 により説明】

(後藤委員長)

ありがとうございました。ただ今の説明に関しまして、何かご意見・ご質問等はございませんでしょうか。はい、敦賀委員どうぞ。

(敦賀委員)

2 点ほど教えて欲しいのですが。

いろんな事業をやっていますが、前回も話になったように、どういう形で告知をしているのか、その内容を教えて欲しいところが、1 点目。あと不勉強で申し訳ないのですが、子育て世代支援包括センターとは、どういうセンターなのか。地域生活包括センターは分かりますが、そこを教えてください、以上です。

(事務局)

まず、ご質問の 1 点目です。事業の周知については、県では広報誌など、広報媒体による広報や、あと市町村の広報誌への掲載も依頼しています。また、前回の委員会で配布しておりますサポートガイドブックを、児童扶養手当の現況届の提出の通知の際に対象者の方に配布していただくなど、対象者に広く手元にいきわたるよう、努めております。

次に、子育て世代包括支援センターについて、その主な業務内容について説明をさせていただきます。子育て世代包括支援センターについては、子どもの虐待を含めた、特に就学前の子どもの子育てを支援するというご事情で、主に母子保健をベースにして相談を受けるという機関で、各市町村に設置

するとして、国では展開を目指しています。ご承知の通り、児童虐待を含めた子どもの相談支援は、県レベルで行うだけでなく、市町村において実施していくことが、児童福祉法改正の中にも求められることから、設置を促進しています。特に虐待とか、様々な子育て支援の中では貧困との関係が強く指摘されおり、妊娠に不安を抱える方とか、子育てに不安を抱えるなど様々な方について、切れ目のない支援、そういった役割が期待されています。

(後藤委員長)

よろしいでしょうか。その他、ございますか。はい、秋田谷委員。

(秋田谷委員)

青森県母子寡婦福祉連合会の秋田谷でございます。日頃からいつもお世話になっておりますこと感謝いたします。

3 ページですが、教育の支援では、母子父子寡婦福祉資金の貸付について、拡充として大学院修学分を新たに貸付対象とすることは、とてもありがたい制度でございますので感謝を申し上げます。ただ、昨年8月にも提言しましたが、貸付ではなく、給付型が望ましいわけです。貸付では、借りた以上は返さなければいけないという重りがついてまいります。また、保証人が必要とのことで、なかなか保証人を探せない母子家庭の方もいます。それに、借りるに当たり対象の子どもを窓口に呼んで、あなたは借りるので返さなければいけませんよと、確認を取ると聞いております。もちろん返さなければいけない本人にその気持ちを植え付けることはとても大切なのですが、入試験の前にそのようなことがあり、子どもに動揺を与えていると聞いております。ですから、もし、どうしても必要なのであれば、入学試験が終わってからのしていただきたいというお願いでございます。

それともう1点、19 ページです。19 ページの母子・父子自立支援の配置については、大変ありがたい制度ですが、母子・父子自立支援員の雇用体系は、多分1年更新だと思います。昨年の4月に労働契約法が改正となり、有期労働契約の新しいルールができております。毎年更新により5年以上お勤めした方は、本人の申し出により、1年契約でなく、無期で契約ができる法律ができました。母子・父子自立支援員は、多分、有期だと思います。是非、無期という事で検討していただきたいのですが、県の方ではどういう対応を考えていますでしょうか。

(事務局)

今、母子・父子自立支援員の対応について、お話しありました。県としては、自立支援員以外にも特別職非常勤職員がいますので、全体を見ながら検討して参りたいと考えております。

(秋田谷委員)

やはり、支援する方が不安な気持ちでお勤めしていることは、対応している相手も伝わるといことがあると思いますので、自立支援員の方が安心して、長期間お勤めできるよう、検討をよろしくお願いいたします。

(後藤委員長)

ありがとうございました。その他、何かございますか。はい、佐々木委員どうぞ。

(佐々木委員)

まず、前回欠席しましたこと、大変申し訳ございませんでした。

前回の議事録読ませていただきましたが、活発に議論されていることがこの委員会のいいところかなと。

今回は、敦賀委員の先ほどの質問に関してですが、県ではパンフレットを渡しているとのことですが、本当に効果的な渡し方をするならば、その場でスクールソーシャルワーカーなり社会福祉士なりが、制度の概略だけでも説明するべきでは。例えば、どういうことで困っていますか。それでしたら、ここに書いてあるこういう制度が活用できますよ、とか。そういう相談、説明を同時に受けられれば、もっといいのかなと。それが個人ごとでは無理なのであれば、取りに来た人を時間ごとに決めて、例えば、免許の更新のようなイメージで、10人集まったら説明をする人が1人出て、その説明を受けるとか。このような形を取ってもよいのではと感じました。

あと、秋田谷委員の意見に関連して、これは決して否定はしておりませんが、大学院修学の貸付について。この委員会は、子どもの貧困対策推進ですので、大学院に行くことによって正規就労に繋がるとか、収入が増えるとのデータがあるのでしょうか。どちらかと言えば、大学院修学分を貸与するよりも、秋田谷委員が何度か提言しているように、1人でもいいから給付型を増やした方が有効ではないかと思いますが、その辺はどのように考えているのでしょうか。

(事務局)

1点目の告知の関係ですが、県では、先ほど申し上げた通り、様々な機会を通じての周知を進めていくこととしています。特に、1人親家庭に対しては、例えば、福祉事務所には母子・父子自立支援員がおり、福祉事務所に来られた方との相談の中で、パンフレットを活用して支援制度を説明した上でお渡しすることも行っております。今、ご提案があったように、例えばスクールソーシャルワーカーや社会福祉士を活用してというようなことも含めて、今後、検討を進めていきたいと考えています。

それから、大学院の進学についてですが、今後、子どもの貧困に対して、何をどのように重点的に進めていくかとの考え方にも繋がってくると思います。基本的に、子どもの貧困への対応に関しては、生まれ育った家庭の状況に関わらず、一人一人の子どもが、能力を發揮できるように、自分の夢を叶えていけることが1つの方向性であると考えています。そういう意味では、例えば、大学院に進学したいという希望と能力のある子どもに対しても、それを叶えていく方策を考えることも大事だと思っております。そのようなことも含めて、今後、幅広く対策を考えていく必要があると認識しています。

(後藤委員長)

ありがとうございました。その他、何かございませんでしょうか。はい、篠崎委員どうぞ。

(篠崎委員)

青森男女共同参画をすすめる会の篠崎と申します。いつもありがとうございます。

2点質問をさせていただきます。10ページのあおもり家庭教育支援総合事業の30年度の事業の方向性についてです。今日的な課題の具体的な点とはどのようなものか、また、フェスタの開催ですが、どのような方が対象なのか、概要がわかりましたら、教えていただきたいと思っております。

2点目は11ページの下から3番目の子どもサポートゼミ開催事業ですが、開催されている学習講習会の内容についてです。人増は増えておりますが、例えば、開催にあたり、告知をする時にどのような形でされたのか。ここには学習塾の費用を捻出することが困難などの記載がありますが、それをどのように参加対象の方たちに示したのか。それから、ここでは参加人数、アウトプットという形で出

ておりますが、アウトカムと申しますか、そういった方々の実質的な内容に対する声、評価などがありましたら教えていただければ幸いです。お願いいたします。

(事務局)

まず、2番目の質問です。子どもサポートゼミ開催事業とは、学習塾の費用捻出困難な生活保護世帯や住民税非課税世帯を対象としており、周知については、チラシを作成して学校経由で全生徒に配布しています。配る児童等を分けますと、この世帯は貧困だから配られたと思われてしまいますので。まず、学校経由して全世帯、全生徒に配布し、保護者の方に見ていただき、参加を希望する方に申し込みいただくとの形で周知しておりました。子どもサポートゼミは27、28年の2カ年で行い、28年度は中学校3年生が36名参加しており、その中でアンケートを回答された30名について、29名が第一志望の高校に合格されたと。残り1名についても第二志望の高校に合格されたとのことでした。また、保護者の声としては、このサポートゼミに通うことによって、子どもが学習しよう、勉強しようという意欲が出てきたように感じられるとか、家庭でも1人で勉強できるような姿勢がついたと感じているとの声が多く聞かれておりました。

(事務局)

教育政策課でございます。最初の質問にお答えします。なお、事業を所管する生涯学習課の担当者が本日出席していないため、概要的な説明となりますことをご了承ください。まず、今日的な課題とはどのようなものかですが、家庭教育という視点から、家庭の孤立化が今日の課題となっていること、また、子どもの状況によりどのように対応するか、要は、いじめ防止の視点もあると考えられますが、様々な家庭での悩みに対してどのように対応するのかを考えております。フェスタについては、申し訳ありませんが、本日資料を持ち合わせておりませんので、後日、回答させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(後藤委員長)

ありがとうございます。何かございませんでしょうか。よろしいですか。

では、私のほうから1点お願いします。資料の15ページの看護師等修学資金、もしくは16ページの看護職員資格取得特別対策事業に関するものかと思えます。これは私どもの施設での話ですが、県内の3年間の看護学校に進学希望の子がおりまして、たまたま県からの支援制度の案内の中に、この事業であったのかははっきりしませんが、看護学校への進学への奨学金でした。その子は、それに応募しながら進学しようと進めていたのですが、必要書類のところに保証人と連帯保証人の欄がありました。保証人に関しては親権者、法律上の保証人ということで、この子の場合ではそこ埋めるのが難しいと、さっき秋田谷さんのお話もありましたけれど、なかなか保証人になれないというケースもあります。そのため、医療薬務課に問い合わせをして、連帯保証人は施設長でいいが、ただ、保証人の欄が埋まらないとの話をしました。後日返事をもらいましたが、保証人が埋まらないのであれば、この奨学金の利用は難しいとの返事をいただきました。ただ、果たしてそれでよいのかと、今話したように保証人に、なかなかない保護者がいる、保証人をたてられない家庭の子供もいる。それから、例えば生活保護を受けている家庭が奨学金を必要とするケースが多いと思いますが、親が保証人になって、さらに連帯保証人が必要となれば、果たしてスムーズにたてることのできるのかどうかと。保証人や連帯保証人たてられない奨学金すら借りられないことは、ちょっとなんとなく違和感があります。このようなことを県庁内で、横のつながりで対応できる仕組みがあれば、スムーズに行くので

はと思いますが、いかがなものでしょうか。保証人とか連帯保証人をなかなかたてられないケースに関して、もう少し柔軟な対応が出来るようにしてもらえれば。確かに奨学金とは借金ですので、借金の返済の保証はわかるのですが、貧困の対策という観点からいうと、踏み倒されるのを覚悟の上で貸すよといえますか、借金ではなく支給とすればよいと思っています。

(事務局)

ご意見、大変ありがとうございます。なかなかはっきりとしたお答えが難しいのですが、貸付そのものについては、一定の制度的な部分がございますので、保証人等に関しては、制度として対応していく必要がある部分と考えます。ただ、ご指摘のように、現に、保証人をたてられず貸付を受けることがなかなか出来ない事実もありますので、例えば給付の仕組みなど制度の拡充について、国の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

(佐々木委員)

委員長のはなしの続きですが、県とか市の方々は、いろいろな制約があつて大変だと思いますが、民間では例えば看護師、働きながら夜間学校に通って資格を取得してもらふ病院が結構あります。これは奨学金もその病院が出して、代わりにその病院で3年間勤めてくれとか、5年間勤めてくれと、そのように行っている病院が結構あるのですね。そのような病院について、例えば県とか市で一覧表を作って、そのような希望者が来た時に、このような民間で行っている制度もありますよ、と繋げるだけでもかなり効果が出るのではないかなど、今思いました。是非、民と公を繋げる取りまとめ役をやっていただけるといいのかなと感じました。

(後藤委員長)

ありがとうございます。その他なにかございますか。

(伴委員)

13 ページの一番下、育英奨学金について、その一番右側の学業・人物が優れている生徒とありますが、その学業が優れている部分です。なかなかお金が用意できず、奨学金を受けようとする生徒のことを考えて、学業の基準、優れているに関して引き下げしてほしいと要望しています。でも、中々いいとの返事が受けられておりません。現在は100%に近い生徒が高校に進学する現状もあります、学業の基準について皆さんで少し考えていただければと思います。

(事務局)

委員の意見については、担当課へお伝えしておきます。

(後藤委員長)

その他なにかございますか。よろしいですか。それでは報告事項の第1番の子ども貧困対策推進計画30年度事業取組の方向性について終わらせていただきます。

続きまして次の報告事項です。子どもの貧困実態調査について、これも事務局から説明をお願いします。

【事務局：資料2により説明】

(後藤委員長)

ありがとうございました。本件に関しまして何かご質問、ご意見等ありましたら挙手をお願いします。はい、鎌田委員。

(鎌田委員)

鎌田と申します。小学校校長会です。今回、子どもの貧困実態調査を実施することですが、お聞きしたいのは、調査する場合の対象者、回答するのは保護者なのか子どもなのか、学校なのかについてお答えいただければと思います。

(事務局)

調査については、今現在の想定として、小学生の子どもがいる世帯と、中学生の子どもがいる世帯を対象に、アンケート調査票を郵送する形式で調査することを検討しております。回答はお子さんと保護者のそれぞれに回答をお願いする予定をしております。

(鎌田委員)

ありがとうございます。学校経由だと非常に難しい調査だなと思っていました。直接であれば調査が実施できると思いますが、ただ、回答しにくくなるのが予想されるのではないかと思います、以上です。

(後藤委員長)

他にございますか。

(敦賀委員)

貧困実態調査は、保護者と子どもさんが対象とのことですが、この調査のタイトルはどういう形で配布されるのかなと単純に思ひまして、子どもの貧困実態調査という形のアンケートなのか、あるいは聞き取り調査なのか、あるいは対象者をどうするのか、全員なのか、その辺を教えてください。

(事務局)

調査の対象は、県内全市町村を対象とする予定としております。ただ、お子さん全部とすると、かなり範囲が広がるので、その中から抽出して調査を行いたいと考えております。また、調査のタイトルは、明確となっておりますが、貧困とかいう言葉は勿論入れずに、学習とか生活に関するアンケートというイメージで考えておりました。

(笹木委員)

今の敦賀さんの質問に関連して、2月14日の東奥日報の記事を手にしてはいますが、子どもの貧困の実態調査、この記事では低所得世帯に支給している給付金を利用した保護者とその子どもを対象となっております。非常にこれ面白く、面白いという語弊があるのですが、この記事のような調査について、県が同じような調査をすると、国と県の差が分かってくると思います。貧困実態調査はいろいろな方法があると思いますが、国と連動して同じような調査をすると、全国から比べて青森がどういう実態なのかが把握できると思います。記事では、給付金を利用した世帯を対象に、親と子どもを別個に調査していますが、結果も保護者の回答と子どもの回答にズレがあるところもなかなか深い意味

があると思います。

(事務局)

本県の調査では、対象を貧困世帯に限定するとは考えておらず、対象になる児童のいる世帯から抽出する予定としております。今のお話のありましたような、調査等の比較が単純には出来なくなることも想定されますが、本年度や28年度に実態調査している他県では所得などで限定していないところも多く、他県比較という点からも、全世帯を対象に調査すると考えておりました。

(秋田谷委員)

3ページの健やかな成育環境の中の、健康・生活習慣として、朝食欠食児童生徒の割合があります。これに加えて下さいではなく、実態として、こういう話を聞きます。夏休み、冬休みの長期間の休みがあります。普段は給食があるので、給食を食べていますが、夏休み、冬休み期間中終わって生徒が登校すると、非常に痩せているとの話も聞いております。ですから、朝食欠食児童生徒の割合なども調査に入れていただけるといいと思いました。以上です。

(篠崎委員)

調査については、これから詳細が決まるとのことですが、先ほどの説明では、対象は小、中学生のいる世帯でしたが、指標を見た時に高等学校の進学率などがあり、その状況等をこれから検討していく中で、小、中を対象とするだけで、そのような検討ができるのかなと感じました。

それから、資料の4ページでは、子どもの貧困が影響を与えているとして、右端の保護者の収入が少ないので、長時間労働となっているとも捉えられるのですが、時間当たりの収入が少ないから長時間労働になると思いますので、その辺を確認させていただきたいと思います。長時間労働となるのは、時間当たりの収入が少ない、例えば、パートであったり、非正規であったりすることが現状だと思います。ただ、長時間労働というのは、正規の職員の方が、今まさに抱えている課題ではあるので、このような言葉の使い方なども確認したうえで、協力していけたらと思いました。

(後藤委員長)

ありがとうございました。まずは、秋田谷委員の夏休み、冬休みのことと、篠崎委員のことを合わせて、事務局よりお願いします。

(事務局)

秋田谷委員のご意見については、調査方法の検討の中で、さまざまな意見を伺ったうえで検討していきたいと考えています。次に、篠崎委員からの意見ですが、4ページの長時間労働とは、確かに非正規雇用のため、長時間労働となっている、又は仕事を掛け持ちする、ダブルワークとなっているとの想定で書いておりました。説明不足で大変申し訳ございませんでした。

(後藤委員長)

あと、もう1点、調査対象が小、中学生については、今後、検討ということですか。

(事務局)

現時点では対象者については、小、中学生の子どものいる世帯を対象と考えております。

(篠崎委員)

その場合、指標との関連を考えたときに、高等学校卒業後の進学などについても指標に挙がっています。調査データとしては、小、中学生だけが対象では足りないのではと感じますが、いかがでしょうか。

(事務局)

委員のご指摘はごもっともと受け止めております。今の段階では、小学生、中学生を対象に、特にそういう子どもたちの実態を明らかにしていきたいとして、今回、計画をさせていただいておりますが、今のご指摘も含めまして、調査の範囲については引き続き検討させていただきたいと思っております。

(後藤委員長)

ありがとうございます。他にありませんでしょうか。

(村田委員)

青森県保健大学、村田と申します。先ほど、調査の回収率の話も出ておりましたが、私自身、低所得者の対象をした調査をずっとやってきた経験があり、やはり大変な家庭ほど回答をくれない。回答をしてくれた人達は、比較的余裕があるため、結果として良いデータが出てきて、あんまり大変ではないとなってしまう危険性があります。これから調査のモデルを考えられるとのことですが、特に大変な人ほど返ってこない可能性が高いというところを、どのようにそこを拾い上げるか、どのように声を聞くかということは、特に留意していただきたいと思っています。あともうひとつ、基本的には調査項目は国の示したものから作ると思うのですが、やはり青森県固有の問題をしっかりと明らかにできるもの、北東北固有の問題を明らかにできるものになればと、ずっと私自身の関心としてあります。というのは、先ほど、小、中学生が対象とのことですが、大学進学率の低さと青森県内の大学、国公立、私立に問わず奨学金の受給率の高さは、全国的に見て、進学率はワースト、でも、奨学金受給率は、借りている割合が高く出ています。高校や大学へ進学できないと考えてしまうと、小、中学生の学びの意欲とか将来展望にもかかわってくる、その意味では将来のキャリアを描けない、というところにもかかわってくると思います。そのあたりが北東北、青森県内の課題であるとずっと感じておりましたので、小、中学生を対象にしつつも、青森県内全体の抱える課題が分かるようなものとしていただきたいと思っています。以上です。

(事務局)

一点目、回収率の低さについては、確かに懸念されますので、他県において様々な方法で調査を実施していることを踏まえ、より回収率のある調査方法をこれから引き続き考えていきたいと思っております。二つ目の青森県の固有課題については、非常に貴重なご提案だと受け止めておりますので、これから少し掘下げて、どういうふうな調査に設定していけばいいのか、委員の皆様のご意見を踏まえて検討していきたいと思っております。

(後藤委員長)

私からも、5 ページ調査項目概要のところ、子どもの生活の中で、スマホの所有の有無などと記

載されているのですが、これはどういう意図なのでしょう。というのは、ちょっと前に問題となりました、相対的貧困の番組を受けて、スマホを所有しているのは貧困ではないというところが取り上げられたことがありました。これが、所有はしているけどねとの意味なのか、所有をしているならばとの意味なのかを含めまして確認します。

また、6 ページ目のスケジュールですが、調査委託先が決まって実施されるどころの7月8月のところで、この委員会の開催となっていますが、ここでの委員会では何を議論するのかと。例えば、調査の設問に対して村田委員のような意見が入るとか、委託先が出してきた原案に対して、もう少しこういうのはどうだろうか、と議論できる委員会になるのか。それとも、調査を開始しており、このような調査票で実施していますとの報告を受ける委員会になるものなのか確認します。

(事務局)

まず、ご質問の一点目のスマホの所有ですが、こちらは国の調査研究において、はく奪指標として、多くの人を持っているものを所有できていないという実態、食事の状況も同様ですが、3食きちんと食べていない子どもの実態を確認するという意味合いでして、スマホを持っているから貧困ではないとの判断をするための項目とは考えておりません。あくまでも、持っている、持っていないを調査し、どのような子供たちが持っていない割合が高いのか、そこを確認するための指標として考えております。

二点目のスケジュールですが、7月から8月の第1回の委員会と調査の関連性になりますけど、現在、考えているスケジュールとしては、調査は早期に着手したいとの考えにより、第1回の委員会では、ある程度できあがった調査票について、このような調査を実施します、または実施していきます、という報告になるのではと考えておりました。

(後藤委員長)

それならば、出来上がった調査票を見てここはどうなのか、例えば先ほどの村田委員の意見ですとか、篠崎委員の意見とか、調査票を見て違和感あるなどとなっても修正は効かないってということになるってことですね。この委員会としては報告を受ける委員会になるということですね。

(事務局)

補足させていただきます。スケジュール上の問題もありまして、早い段階で調査委託等を進めていきたいと思っております。そのスケジュールであれば、7月の委員会では中間報告という経過報告となるわけですが、今回、実態調査の資料をお出ししたのは、さまざまご議論をいただきたいと、それを踏まえて作成したいとの考えもあり、また、可能であれば調査の提案については、今後、調査資料が出来れば、お配りをしてご意見をいただいたうえで、実施するという流れで進めていきたいと思っております。

(後藤委員長)

わかりました。その他に何かありますでしょうか。

(篠崎委員)

すいません何度も恐れいたします。先ほど村田先生のお話を聞いて思い出したのですが、私の子どもが高等学校に通っていた時に、進路部長の先生が言うには、県内の子どもたちの大学進学を考える

ときに、やはり、いわゆる絶対的貧困とか、非常に所得が低いまではいかないが、でも県外の大学進学を考えるのはちょっと厳しいから、親が子どもに県外への進学は断念してくれと言っている実態があると教えて下さったことがあります。今回の子どもの貧困にあたるかは分かりませんが、調査を一斉にやって数値があがってくるというのが、これがまずスタートだと思います。でも、私が普段、相談の電話を受けたりしている経験では、やはりそういった個々の方の具体的な事例とか、生の声ということでは、まさに青森県の課題であり、個人の課題は社会的な課題ではあると思いますので、今の話も少し参考にさせていただければと思っています。

それから、後藤委員長が確認しておりましたが、今後、調査を実施するということですが、先ほどのご説明してくれた資料の中にも、貧困の要因を明らかにするというような、要因の解消に繋がるような調査が望まれると思います。貧困の原因というのが本当にいろんなことが複合していると思うのですが、例えば、貧困で親の収入が少ない、どうして収入が少ないかといえば、非正規で働いている人が多い、非正規で働いている女性のひとり親の家庭に貧困が多い、どうして女性の非正規が多いのかといえば、最初の職場を第一子の妊娠、出産で仕事を辞めてしまう女性が多いと、それはどうしてかということ、やはりまだまだ根強い考えとして、男性が働いて、子育て、育児というのは女性の役割だという、性別による分業の考えが払拭できていないなど、根本的な原因というのは、まだまだあると思います。今日、ご説明を受けた沢山の施策は、すごく頑張ってくださいありがたい、という一方で、一人一人の県民のキャリアプランであったりとか、多様性を認め合える働き方の構築であったりとか、そういったことも一緒に進めていかないと、貧困の解消というのはなかなか目指せないと思いますので、調査をするときにも、そういったところまで見越した実施を何とかお願いしたいと思っています。よろしくお願いいたします。

(後藤委員長)

今の意見など、まさにこの計画を立ち上げた時に、青森県の特徴としては、子どもの貧困、家庭の支援、父子家庭等々の支援という二つの柱で取り組むというところが特色だと打ち出していたので、それに沿ったものになるのかなと思っています。いろいろな方法で実態を把握することは、対策を立てる上でも、すごく重要なことだと思います。大変なこととは思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、その他、今回の事項等々も含めまして、その他議員の皆さま何かございましたら、ご意見等お願いしたいと思っています。何かございませんでしょうか。

(正部家委員)

お世話になっております、今日はこのような機会にお呼び頂いてありがとうございます。子どもの貧困として、生徒自身とか子供たち自身にも、どうにかしたいという思いがある中で、やはり、低所得者の子どもさんがSOS出しても、どこにも繋がらないという現状の中で、尚且つ、親が子どもと係りを持ちたくないという面もあるので、子供たちにとって、より良いSOSを出す方法とか、現状を乗り越えたい気持ちがありながら、親が壁になって乗り越えられない部分もあること、どうにかしたい思いをどうしても外に出せない生徒もいる、ということを知ってほしいと思います。

(後藤委員長)

ありがとうございました。その他、なにかございますか。よろしいでしょうか。

それでは本日の議事はこれで終了致します。皆様、ご協力ありがとうございました。最後は事務局

からお願い致します。

(事務局)

後藤委員長ありがとうございました。

委員会を終えるに当たり、こどもみらい課伊藤課長よりご挨拶申し上げます。

(伊藤こどもみらい課長)

後藤委員長、委員の皆様、本日は活発なご意見ありがとうございました。本日、委員の皆様からいただきました、ご意見、ご提案につきましては、県といたしましても庁内各課で連携を取りながら、事業の取組の推進に活かしてまいりたいと考えております。

また、現在の本委員会の委員の任期は平成30年3月31日までとなっております。委員の皆様には2年間、子どもの貧困対策の推進につきまして、ご協力いただき本当にありがとうございました。来年度、委員の改正を行うこととしおりますが、関係機関の皆様からのご協力を得ながら、引き続き本委員会を開催したいと考えておりますので、今後ともご協力よろしくお願い致します。

本日はありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、青森県子どもの貧困対策推進委員会を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(終 了)